

I 平成29年度 学校経営方針

1 学校経営理念

- ・日本国憲法の精神にのっとり、教育基本法の教育の目的や学校教育法及び寿都町教育行政執行方針をふまえ、『生きる力』の三要素である「確かな学力」・「豊かな心」・「健やかな体」の育成に取り組む。

※教育基本法（第一章 第一条教育の目的）

「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身共に健康な国民の育成を期して行わなければならない。」

※寿都町教育基本理念

- ・ふるさとに誇りを持ち、豊かな心と敬愛の精神で国際社会を切り拓く人材の育成
- ・風の町寿都で鍛えた心身ともにたくましく、郷土の発展を担う人材の育成

2 学校教育目標（昭和54年制定）

自主：意欲的に学習し、創造性に富む生徒

情操：豊かな心を持ち、思いやりのある生徒

健康：強く心身を鍛え、根性のある生徒

勤労：勤労を尊び、実践力のある生徒

3 目指す生徒像（重点教育目標）

「心豊かに　たくましく未来を切り拓く生徒」

4 目指す学校像

「安心・安全に過ごせる笑顔あふれる学校」

5 目指す教師像

「生徒の良さや可能性を引き出し伸ばす教師」

6 経営の重点

(1) 学校経営全般

- ① 目指す生徒像の具現化を図る特色ある教育活動の推進
- ② 各学年・各分掌が機能する学校組織の改善
- ③ 学校評価をいかした学校改善の推進
- ④ 保育園、寿都小、潮路小、寿都高校との連携の充実（小中高連携推進委員会を中心として）

(2) 教育課程

- ① 学習指導要領に基づいた適切な教育課程の編成・実施・評価・改善
 - ・各教科のゆとりある授業時数の確保
 - ・学校行事の精選とスリム化を図る

(3) 教科指導

- ① 基礎・基本の着実な定着と確かな学力の育成
 - ・全国学力学習状況調査の結果等から、学力の分析をおこない、下位層の生徒の底上げを図る。
 - ・指導と評価の充実を図る。
- ② 数学科、英語科等における指導方法の工夫と改善を図る。
 - ・チームティーチングによる指導方法の工夫と改善（個に応じた指導と習熟度別学習）
 - ・放課後学習や長期休業中の補習授業の充実
- ③ 思考力・判断力・表現力等の育成と各教科における言語活動の充実
- ④ 英語のコミュニケーション能力を高め、CAN-DO リストを生かした評価と英語による言語活動を設定したカリキュラムの開発
- ⑤ 学習規律の全校的な統一した取り組みと指導の徹底
- ⑥ 学習意欲の向上と学習習慣の確立
 - ・家庭との連携を強化し、学習の手引きの活用や、各教科でのガイダンスを充実させ家庭学習の習慣化を全校体制で取り組む。

(4) 道徳教育

- ① 豊かな心を育む道徳教育の推進（特別の教科 道徳の授業を要として）
- ② 道徳教育推進教師を中心とした道徳の時間の充実と改善
 - ・考え方議論する道徳への質的転換を進め、指導体制の工夫を図る
 - ・授業参観による保護者へ全学級の公開
 - ・道徳教育の全体計画、別葉及び道徳科年間指導計画の作成
- ③ 人権教育の充実を図る。

(5) 特別活動

- ① 自主的・実践的な態度を育てる特別活動の推進
 - ・体験的な活動やボランティア活動の推進
 - ・自発的・自治的な生徒会活動の充実

(6) 総合的な学習の時間

- ① 自ら課題を見つけ、よりよく課題を解決する資質や能力の育成
- ② 自己の将来や生き方を追求する態度の育成（キャリアノートの活用）
- ③ 地域人材の活用や資源、環境をいかした体験活動の推進（ふるさとキャリア教育推進事業と関連させる）

(7) 特別支援教育

- ① 特別支援コーディネーターを中心に、教育的ニーズに応じた支援の推進
- ② 個別の支援計画、指導計画を作成し活用を図る（合理的配慮への対応）
- ③ 関係機関と連携した取り組み

(8) 進路指導

- ① 自ら進路を考え、望ましい勤労観・職業観の形成を図るキャリア教育の推進
- ② 寿都高校等との中高連携の推進（南後志中高連絡協議会への協力）

(9) 生徒指導

- ① 「いじめ」はいかなる理由があっても認められないし、絶対に許されない行為であるとの指導を徹底する
- ② 共感的理解を基盤とした生徒指導と、組織的に機能する生徒指導体制の構築
- ③ 日常的に心の触れ合いを大切にし、心のサインを見逃さない生徒指導の推進（早期発見・早期対応を心がける）
- ④ 担任・学年・生徒指導部等が互いに連携した開発的・予防的な教育相談の推進（「Q-U」等の検査を有効に活用）
- ⑤ 携帯電話（スマホ）やインターネットによるトラブル防止のため、生徒の使用状況の実態把握と情報モラルに関わって道徳などと関連を図って計画的に進める
- ⑥ 洗心学園と情報を共有し、互いの指導方針や指導方法について共通理解を図る

(10) 体力の向上と健康安全指導

- ① 体力・運動能力の向上
 - ・新体力テストを全学年実施し、分析結果をもとに改善を図る

- ・学校行事や部活動、日常的な取り組みを通して体力・運動能力の向上を図る
- ②健康や安全に対する意識を高める健康安全指導の推進
- ③栄養教諭と連携し食育に関する指導の推進
- ④地域の医療機関や関係機関との連携を進める。（歯科教室、薬物乱用防止教室等）

(11) 校内研修

- ①教育のプロとして専門性を高め、資質能力の向上を図る研修の充実
- ②町教研・1プロ教研・後教研等と連携を深め、局の指導主事など外部の講師より広く情報をを集め、「教師力」を高める研修の推進。
- ③「参加体験型（ワークショップ）」の研修手法を充実発展させる校内研修の推進。
- ④特別の教科「道徳」の指導方法・評価等についての研修の推進

(12) 環境整備

- ①住みよい学校づくりのための環境整備の推進（花壇を中心に）
- ②学校図書館の整備と活用の工夫

(13) 家庭・地域との連携

- ①コミュニティスクール（CS）としての「地域とともににある学校づくり」の推進
- ②開かれた学校として保護者や地域から信頼される学校の推進

(14) 学校事務

- ①学校運営と教育活動が円滑に推進する事務処理
- ②諸表簿・帳簿等の整理保管の適正化
- ③私費会計の適正な事務処理と管理